

特集

パラダイム
変革期の
高度情報社会読本

電電公社民営化と国民生活

専修大学教授

儀我壯一郎

一 史上空前の電気通信事業再編成 政策

最近の新聞報道によれば、自民党は、政府提出法案について、成立を目指す優先順位を検討した結果、「①健康保険法改正案、臨時教育審議会設置法案を最優先する②次いで行政改革の「目玉」とされる専売、電電公社の改革法案③その次に、基礎年金制度の創設を図る国民年金法等改正案、の順とする方針を固めた。衆院の定数は正のため公職選挙法改正案は党内調整の遅れから、今国会成立は不可能との判断を強めている」(『朝日新聞』一九八四年六月一七日)。

他の報道によれば「電電見送り論」の「背景に

なっているのは新会社の設立の時期が来年四月とされていることから、その成立を急がずとも秋の臨時国会などで処理すれば間に合うこと、さらには社会党が反対の態度をとってはいないものの、電電の主要労組である全電通が「政府規制の緩和などの措置をとってほしい」と条件闘争に転じているため「いざれ放っておいでも通る」(「自民」党首脳)とのヨミがあることだ」(『日本経済新聞』一九八四年六月二日。「」は引用者による)。

一九八四年四月六日に閣議決定された「日本電信電話株式会社法案」(以下法案と略称する)は、公共企業体である現在の電電公社を、株式会社形態の公私混合企業に変質させるものであり、当初は全株式を政府が保有するが、将来は三分の二まで売却する。このことによつて大企業が、新

会社を直接に支配し多面的に利用できる体制が生まれる。

同時に閣議決定された「電気通信事業法案」は、これまで電電公社が一元的に運営してきた電気通信事業の全分野を開放し、私的大企業の参入の「自由化」を目指すものである。同法案によれば、電気通信事業は第一種(電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業)、および第二種(第一種電気通信事業以外の事業)に大別される。第一種事業については、外資比率三分の一以上の法人などが欠格とされているが、第二種事業は外資にも開放される。第二種事業のうち、大型で全国的規模の「特別第二種事業」は登録制とし、それ以外の「一般第二種事業」は届け出制とする。特別第二種事業に属するVAN(付加価

値通信網)は登録制とされている。

二 米英両国の最新の実例

このようなかたちの電電公社の「改革」と電気通信事業の再編成は、米国政府と米国の大企業の圧力のもとにすめられたのであり、再編成の方向もまた、「米国型」を目標としている。その米国

では、一九八四年一月から、世界最大の私企業A.T.T.(米電話電信会社)の分割再編成が進行中である。また、イギリスでは、サッチャー保守党政権のもとで、電気通信公社B.T.の公私混合企業化が具体化されつつある。いずれも、史上空前の試みであり、日本の電電公社の公私混合企業化と電気通信事業の再編成は、とくに、米国、イギリスの実情を参照しながら、強行されようとしている。しかし、両国の現状は、まことにきびしい。

第一、米国における混乱。一月一日のA.T.T.分割以来、米国では「いま『クレージー』』ということばがびったりするほどの混乱と激しい企業間競争が始まっている(『朝日新聞』一九八四年六月一〇日)。「当面、A.T.T.分割に関して一番はつきりしているのは、混乱のみである(『タイム』誌一九八三年一月二一日号)。ゴールドウォーター上院議員は「われわれはうまく働いているシステムに余計な手出しをしたと後悔するだろう。こんな分割は、無ければよかった」といら立っている(同右)。

第二、米国における市内電話料金値上げとアク

セス料金の新しい負担。これらによって「所得の最も低い人々の中には、電話を取り止めざるを得ない人も出てくるかもしれない(『ニューズ・ウィーク』一九八三年一月二八日号)。A.T.T.は、一九八四年五月末には、一カ月一五ドル以上長距離電話を利用する消費者に、各種商品の割引券をプレゼントして競争関係にある他社に対抗しようとしているが、右のような低所得者にとっては、なんのプラスにもならない。

第三、英国におけるB.T.の公私混合化をめぐる問題点。ここでは、少なくとも二つの重大問題が存在する。まず、B.T.の労働組合の反対闘争が注目される。昨一九八三年一〇月における郵政技術者組合のストライキを合法と判決した高等法院の判断などが、問題の所在を示している。次に、B.T.の場合、過半数の株式を民間に放出するが、国内だけではさばききれず、ニューヨーク、東京の証券取引所にも上場する計画である。まさに、通信主権・情報主権にかかわる重大問題である。米英日三国において「自由化」が強調されていることは、たとえば、フランスなどにおいて、電気通信事業の一元的運営と通信主権が重視されていることと、まったく対照的である(アメリカ商務省報告「世界の電気通信政策」富田敏郎監訳、日本経済新聞社、一九八四年、参照)。

米英両国の動向にのみ目を奪われるのではなく、フランス、西ドイツ、スウェーデンその他の動向をも重視することが、現在の日本ではとりわけ必要である。一元的運営の合理性と通信・情報主権という基本的視角から各種の問題を説明すべ

きである。

三 「一石二鳥」にもとづく

「三方の利益」

大岡前越守の「名裁判」といわれているものに、「三方一両損」がある。しかし、電電公社の公私混合企業化と電気通信事業の民間への開放・「自由化」の諸政策は、「三方一両損」とは逆に、第一に、米国の大企業・政府・軍部にとって、第二に、日本の政府・防衛庁にとって、第三に、日本の大企業にとって、それぞれ巨大な利得をもたらす「三方得」の政策である。

利得をもたらすために、誰かが犠牲となり、困難にさらされることになる。「一石二鳥」というかたちで、困難に直面させられるのは、第一に、「すぐつく電話、すぐつながる電話」の実現というキャッチフレーズのもとで、多年にわたって電話債券を負担し、高額の基本料金や設備料、付加使用料などによって財的にも電電公社を支えてきた大多数の利用者・国民である。今回の法案によれば、サービスの切り下げと切り捨て、料金等の負担の増大、通信の秘密やプライバシーの侵害、電気通信事業にたいする民主的規制と監視が困難となること、など、失うものはきわめて多い。新しい型のコンピュータ犯罪の頻発も懸念される。電電公社の目的は、公衆電気通信法第一条の定めるとおり、「迅速かつ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金であまねく、かつ、公平に提供することを図って、公共の福祉を増進すること

を目的とする」とされてきた。このような法律の建て前にもかかわらず、実態は、建て前に反する方向に進んできた。

そして、今回の法案は、「公共の福祉の増進」という「目的」そのものまでも公然と削り去ろうとする。国有の電電公社を、大企業に有利な方法で「公私混合企業」化するものであり、その本質は大規模かつ巧妙な「官業払い下げ」である。早くも、不正腐敗の危険性が論議されているのも偶然ではない。

「一石二鳥」で犠牲となる第二は、電電公社の労働者であり、労働運動に及ぼす影響も多方面にわたる。一九八七年度までに、一万五〇〇〇人の電報労働者のうち九〇〇〇人を減らす計画などを含めて一〇万人以上の人員整理が問題化しつつある。また、電電公社関連法案が成立すれば、「全電通は官公労組合から民間組合へ変わり、官公労中心の運動を続けてきた総評は路線や運動の見直しを迫られることになる。労戦統一問題が再び労働運動の焦点として浮上してくるわけで、全電通としては社公民路線を打ち出すことによって、総評全体の路線を中道政寄りに修正させたい考えだ。／こうした動きに対して、官公労を中心とした左派グループが強く反発するのは必至で、七月下旬の総評大会は波乱含みとなるろう」（『日本経済新聞』一九八四年六月七日）。問題の重要性は、明らかである。

①米国の大企業・政府・軍部、②日本の政府・防衛庁、③日本の大企業の「三方得」と、「一石二鳥」的方策によって犠牲とされる④大多数の利

用者・国民、②電電公社と「電電ファミリ」の労働者、これが、電電公社「民営化」問題をめぐる対立の基本的構図である。そして、電気通信事業の再編成は、他部門の労働者、農民、中小業者の職場と日常生活に大きな影響を及ぼすのである。本稿において取り上げる問題点のすべてについて、また、通信衛星から光ファイバー・超LSIにいたるまで、以上の諸点に留意しつつ検討することが必要であるが、紙数の関係上、突出した特徴に焦点をしばって考察することとする。

四 電電公社利用の優先順位

現在の電電公社は、誰のためのものか。法律の建て前からいえば、「公共の福祉」のためであり、国民全体のために奉仕する役割をもつ。たしかに、電話も電報も、国民生活のなかに、広く深く根を下ろしている。

しかし、たとえば地震のような事態が起こると、真相がはっきりと見えてくる。一九八二年の日本海中部地震やその以前の宮城沖地震のときに、中小企業や一般大衆が利用できた通信手段は、電報だけであった。東京中央電報局のある労働者は、次のように語っている。「大地震の影響は、電話回線の障害と異常繁忙というかたちで現われるが、公社は、復旧の過程で、優先順位を、まず、米軍、自衛隊、警察、官公署、大企業の順で回復、通話を確保していく。そのため、肉身の安否を気づかう庶民の電話は、なかなかかからな

いというのが現状だ。／この二つの地震のときに、私たち電報マンが活躍した職場でも、通常の三倍から四倍の電報量を疎通した。それぞれ、はかしましくなくて、飛行機で運んだということもある」（一九八三年一〇月一日の「国民のための電気通信事業をめざすシンポジウム」における発言による）。

このように、電電公社においては、第一に、米軍・自衛隊による軍事的利用、第二に、政府・自治体・警察による政治的利用が最優先される。そして第三に、大企業による利用が、優先的順位とされる。中小業者や国民大多数の生活にとって緊急に必要な通話は、最低の順位とされ、電報を利用せざるを得ない状況が作り出される。その電報部門を、電電公社民営化と関連して、真藤総裁は、「安楽死させる」というのである。

米国と日本の大企業は、次のような目的で、電電公社の「民営化」と電気通信事業の全分野への私企業参入の自由化を歓迎している。

五 大企業の戦略としての諸目的

▽電電ファミリ型の利益

第一、従来、「電電ファミリ」が実行してきたように、①自社製品の市場を確保し拡大する目的および、②電電公社の研究開発の新成果を、最大限に利用する目的である。ちなみに、一九八二年度の電電公社資材調達総額は六四八二億円であるが、電電公社への納入額の上位一〇社は、①日

本電気一三二四億円(納入シェア一八・九%)、
④富士通七五八億円(一一・七%)、③沖電気工
業三八一億円(六・〇%)、①自立製作所三六八
億円(五・七%)、⑤住友電気工業一七一億円(二
・六%)、⑥古河電気工業一六三億円(二・五%)、
⑦藤倉電線一六一億円(二・五%)、⑧岩崎通信
機一六一億円(二・五%)、⑨大日本電線一三
〇億円(二・〇%)、⑩安立電気一一〇億円(一・七
%)である。この上位二〇社の納入シェアは、合
計五六・一%である。資本系列から見れば、住友
系(①日本電気、⑤住友電気工業、⑩安立電気)、
第一勧銀系(②富士通、⑥古河電気工業)、富士
銀行系(③沖電気工業)、三井系(⑦藤倉電線)、
三菱系(④大日本電線)、三和銀行系(⑧岩崎
通信機)であり、④自立製作所は、富士、第一勧
銀、三和の三者との関係が深い。電気通信設備工
事の電電公社契約総額は六三二・五億円(一九八一
年度)であるが、協和電設を首位とする上位一〇
社(納入シェア計五六・八%)については、沖電
気工業、住友電気工業、古河電気工業、藤倉電
線、大目日本電線との密接な関係が、とくに注目
される。また、最近は、全体として外資の納入比
重が高まっている。

これらの「電電ファミリ」型の大企業各社にと
うては、電電公社の民営化の速度や方法のいかん
にかかわらず、電電公社が、INS(International
Network System 高度情報通信システム)の旗
印のもとに、自社にとっての新しい市場を創造・
拡大し、新技術を開発することが歓迎される。さ
らに、いわゆる第二電電の出現や、国鉄・電力会

社・道路公団などの電気通信事業への参入にとも
なう新しい需要もまた、大いに歓迎される。光フ
ライバー・ケーブルの新設、アナログ通信設備か
らデジタル通信設備への切り替えなどによっ
て、INS構想を二一世紀までに実現するための
電電公社の投資額は、自己資金によるものが総額
二〇兆円ないし三〇兆円に達するとみられている
(たとえば北原安定『テレコム革命』徳間書店、
一九八三年、七八ページ参照)が、この額に、
「自由化」にともなう第二電電など電電公社以外
の各社の設備投資額が加算されることになる。ま
た、このような変化のなかで、「電電ファミリ」
型各社の輸出あるいは海外工事の急増も予想され
ているのである。

▽電電公社の有利な払い下げ

内外大企業の第二の目的は、電電公社を、「公
私混合企業」化することによって、これまで電電
公社が蓄積してきた巨大な資産と将来の利益を、
最も有利な条件で私企業とくに大企業の所有・支
配下におくということである。電電公社が将来は
「赤字企業」になり、「第二の国鉄」になるとい
う議論は、電電公社を、大企業にとって有利な条
件で「払い下げる」ための煙幕の役割を果たすも
のである。電電公社の一九八二年度の営業内容
は、売上高四兆三〇〇〇億円、利益は三七〇〇億
円であり、「超優良企業」ということもできる。

電電公社の「公私混合企業」化が、「第三の営業
払い下げ」の重要な一環であることはすでに述べ
たとおりである(僕我『行政改革』の本質と国

鉄問題』『労働法律旬報』一九八二年一〇月上旬
十下旬号)。しかも、「公私混合企業」化すること
によって、諸利益は私企業とくに大企業の側に優
先的に確保し、諸困難は政府の側、「公」の側に
負担させ得るのであるから、後述のように、INS
の内容も、また、INSのうちの電電公社ない
し新電電会社の担当部分も、なお不明確という状
況のもとでは、私企業の側からは、最適の「払い
下げ」形態となるのである。この点は、銘記する
必要がある。

なお、新電電株式会社の売却益の使途に
ついては、法案には規定されていない。この問題
点は、郵政省と大蔵省との意見の対立に焦点をお
く形で論議されてきた。しかし、「株式の売却益」
の側面のみには眩惑されることなく、「株式の購入
と保有にともなう諸利益」の側面をも重視し、批
判的に検討することこそ、緊要な課題である。売
却益の使途についての「大蔵省案」に賛成か、郵政省
案に賛成かという形で、世論を誘導することは、
奇術師が、右手の大切な動きをさくられないため
に、左手を派手に動かすような手法である。その
意味では、「第二の国鉄」論とも共通している。
ただし、売却益が、たとえば新会社の研究開発費
に充当されることなどによって、民間の株式購入
・保有者の利益に直結する可能性も大であるか
ら、売却益と購入益とを、売手の利益か買手の利
益かという図式で、単純に対立的にとらえてはな
らないことを念のため、付言しておきたい。

電電公社の資産は、一九八二年度末で一〇兆二
四八八億円とされているが、含み資産を評価すれば

ば、さらに莫大な額になる。この資産の実質的帰属について、小野盛四郎氏の次の指摘にも注目しておこう。「この莫大な資産は当初から電電公社が所有していたものではなく、政府が出資したものでない。政府は、昭和二十七年八月の電電公社発足に際し、当時の施設を現物出資（百八十八億円）の形で出資しただけで、それともとはい

えば、ほとんどがそれまでの加入者の拠出によるものだ。その後は、納付金等を公社から取り上げることがあっても、政府が金を出したことはない。では公社の資産はどこから来たかといえば、すべて電話加入者の拠出金（加入料、設備料など）の集積である。この点、政府が莫大な資金をつぎこんだ国鉄とは事情が全く異なる。この公社を資本金一兆円の株式会社にして、全株式の三分の一を政府が保有、残り三分の二（六千六百億円分）を売れば少なくとも額面の三倍（一説には成長性を買って三十倍ともいう）の約二兆円（三十倍の場合は二十兆円）になるというから、政府はぬれ手にアワのぼるもうけ、利権政治家が群がり、証券会社や銀行が暗躍するのは当然だ」（『朝日新聞』一九八四年六月二二日、「論壇」）。

ただし、小野氏は、「必ずしも電電公社の民営化に反対ではない」のであり、「どうしても株式会社にするなら、少なくとも電話の加入者に株券を無償で交付するのがスジである」（同右）とされる。この点、電電労働者の役割を重視し、公社形態の維持と、公社の民主的改革の実施を重視する私見と異なることを付記しておく。

なお、小野氏は、次の問題にも論及している。

「現在、電話の加入権は、特許権などと同じに財産権として確立し、市場で実際に売買されているが、新会社の発足で加入権は消滅させられるのではないか、との懸念も生じる」（同右）。この点は、民営化反対の論拠の一つとして位置づけられよう。

電電公社の公私混合企業化に関して、「民営化」という用語自体が、問題の本質を不明瞭にしている。これまでも、「公有民営」とか「民有公営」とか、「公有公営」とか、所有の主体と「経営」の主体が異なる場合と同じ場合とを区別して用いられてきたように、「民営化」という用語は、これまでの使用法からいえば、「経営」の主体が、民間・私的資本家ないし私的経営者となることを意味するのである。

しかし、電電公社の「民営化」と通称されている現在の事態は、第一に、所有の面における重大な変化を含んでいる。すなわち、法案によれば、公共企業体・公社から、公私混合企業への移行が予定されているのであり、民有化・私有化・私企業化の方向に変化することになる。前述のような経営のみについで「民営化」の枠を超える変質が計画されている。

第二に、新会社の「経営」の主体については、純粹の「民営化」ではなく、国会と政府による多くの規制が残され、いわば「公私混合型経営」となる側面にも問題が含まれている。すなわち、国会の議決による政府保有株式の処分（第五条）、郵政大臣による監督（第九条から第十六条まで）、郵政大臣と大蔵大臣との協議（第十七条）など

が、「民営」ではなく、「公私混合型経営」であることを明示している。

後者の点を中心に、全電通の山岸章委員長は、一九八四年三月七日の全電通第九〇回中央委員会において、法案の問題点として、「①『新電電』の当事者能力が大幅に制限され、官僚統制が強化される②公正競争を否定する発想が強い③スト権を法律で規制しようとしている④事業分離を必然化する法体系になる点を指摘」（『読売新聞』一九八四年三月七日夕刊）している。①などは、より徹底した「民営化」の主張であり、労働運動の面からもきわめて重大な論争点となる。

右のように、国鉄、電電公社、専売公社のすべてにおいて「民営化」と通称ないし略称されている内容を、より正確に把握し、検討することが必要不可欠である。不透明な用語法によって、世論を誘導する方法にたいしては、適切な警戒が必要である。

▽電気通信サービスの大口利用者としての利益
内外大企業の第三の目的は、電気通信の利用者という立場において、電電株式会社と第二電電などの「競争」を背景に、より有利な条件をつくり出すことである。たとえば、東京―京阪神―九州間の「競争の激化」にともなって、長距離料金が引き下げられるとすれば、周知の「クリームスキミング」によって利潤を確保し増加させ得る企業は、第二電電的諸企業とならんで、大口長距離料金の負担を軽減し得る諸企業、とくに大企業である。A T T分割後の米国の現状は、そのことを明

示している。VANを含むINS関連の新事業に参加しつつある諸企業は、このような面で、まさに「受益者」となる。

▽競争者の立場での利益

内外大企業の第四の目的は、第二電電的領域に参加する企業をはじめ、電電株式会社と競争関係に入る諸企業が、巨大な電電公社・電電株式会社による「民業圧迫」を強調し、そのことよって、政府からの各種の補助育成策を強化させることである。この種の民業圧迫論については、たとえば「電電三二万人の大疾走」(『週刊ダイヤモンド』一九八三年一月五日号から四回連載)などを参照していただきたい。

六 INSと電電公社の公私混合

企業化との関係

「日本電信電話株式会社法案」によれば、電電公社の株式会社への移行にともない、新会社の事業範囲の弾力的な拡大が可能とされている(法案第一条第二項)。

では、電電公社の公私混合企業化と、事業範囲拡大との関係を、いかにとらえるべきであろうか。

電電公社当局は、次のような形で、両者の不可分の関係を説明する。

第一、電電公社にとって、INSの実現は、基本的義務・使命であり、経営形態の如何にかかわらず形成されるべき性格のものである。

第二、INSは、可能な限り早期に、地域格差のない料金体系で、かつ、利用者の負担能力の範囲内での実現が必要である。したがって、機動的・弾力的事業運営をおこない、財務基盤の強化、技術革新の推進、職員の再訓練・再配置の積極的推進を図る必要がある。

第三、そのためには、諸制約を受けざるを得ない公社制度から脱却し、「原則自由、例外規制」の経営体制―商法原則に基づく特殊会社―の実現が望まれる(日本電信電話公社総裁室文書課「経営形態に関するQ&A」第1版、一九八三年六月、二一ページによる)。

要するに、INSの実現は、至上命令であるから、「経営形態の如何にかかわらず」形成されるべきものであり、INSの実現のためには、現行の公社形態からの脱却が必要である、と主張しているのである。この意味で、INSの実現こそが、電電公社の「経営形態」変更の最大の論拠とされているのであり、「赤字」「黒字」論、「第二の国鉄」論などは、副次的要因に過ぎないものとなる。「赤字」を最大の論拠とする国鉄の分割・民営化論との大きな違いである。

電電公社は、INS実現のために、民営化の方向が必要であるとしているが、INSのモデルシステムは、東京都三鷹市を中心に、約二〇〇億円の開発費を投じて、一九八二年九月から建設され、本年九月には通信実験が開始される予定である。一九八五年春には、東京、名古屋、大阪で、一九八七年には、各県庁所在地での実用化が計画されている。このように、INSの建設は着々と

進行中であるから、INS実現のさいに、公社制度が障害となる(?)点もまた、具体的に示されるはずである。しかし、そのような角度からの指摘はどれほど有るであろうか。

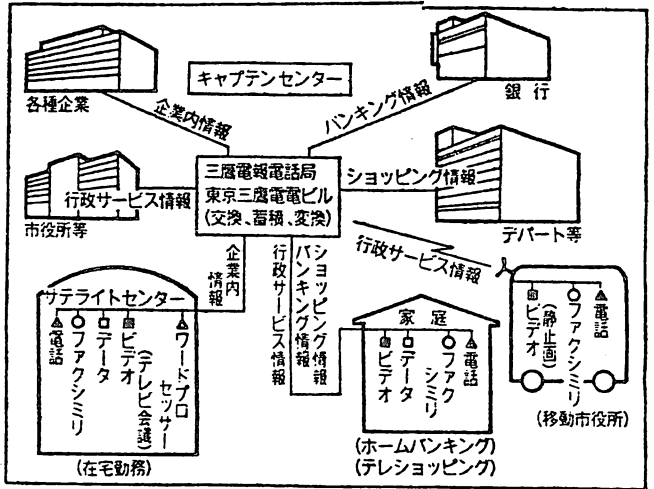
INSを支える先端技術は、超LSI、光ファイバー、半導体レーザー、通信衛星などである。

「電電公社は『INS』幹線用に旭川―鹿児島間、三十三区間、三千四百キロメートルの光ファイバーケーブルを敷設中だ。／問題は経済性。投資コストと金(かね)の取れるサービス内容のいかんである。現在企業向けに試験サービス中のテレビ会議は東京―大阪間で十五分八千円。音声電話が三分四百円だから、その四倍のレートになる。かなりの低料金だが、利用者がふえ、かつケーブルで回線コストが低下すればペイしようと公社側はいう。／実験サービスでは銀行はホームバンキングやファームバンキング、デパートやスーパーはホームショッピング、家電メーカーやマインコンショップは新製品紹介、不動産業界は物件紹介、電鉄は時刻表案内、タクシーは無線呼び出し、石油会社はガソリンスタンドの営業情報、電力は停電予告や料金通知などに関心をもっている」(『日本経済新聞』一九八四年六月一日)。

一般国民の要求ではなく、企業とくに大企業の要求が前面に現われていることが特徴的である。

INSをめぐる問題点の詳細については、西浜健「INSとは何か」(『賃金と社会保障』一九八四年四月下旬号)、儀我「日本電信電話公社『改革』の新局面」(『専修大学経営研究年報』八号、一九八四年二月)などにゆずり、ここでは、大ま

第1図 電電公社のINSモデルシステムの構成図



出所：『日本経済新聞』1983年4月6日による。

かなスケッチとして、第1図を紹介するにとどめる。

七 高度情報化社会の見通し

ところで、INSや高度情報化社会の見通しは、果たして明らかであるのか否か。次の報道が、その答を示唆している。

「二十一世紀の高度情報化社会の姿を探る目的で中曽根首相の私的諮問機関として発足した『高度情報社会に関する懇談会』（座長・山下勇三井造

船会長）の審議が難航の気配を示している……／
 ……現状では高度情報化社会のビジョンがないままに、商業ベースの技術開発が先走りする傾向にあり、個人データのコンピュータによる大量処理とプライバシー保護の関係の問題など、人間の尊厳にふれる恐れのある面も指摘され始めている。……／
 ……高度情報化社会と言っても、現実にはVAN（付加価値通信網）にしてもINS（高度情報通信システム）にしても普及の緒についてはばかり。INSに至っては『いったい・なに・するの』の略称だとの冗談もあるほどで、将来を予測することはなかなか困難。委員の中にも『まだ海のものとも山のものともわからない』と審議の前途を危ぶむ声も聞かれる」（『日本経済新聞』一九八四年六月二四日）。

右のように、INSの前途には、不透明・不確実な問題が多く横たわっている。このことは第一に、法案の内容に不透明・不確実な性格をもたらししている。このことは、第二に、法案の成立についても、健康保険法改正を優先し、内外の状況を見ながら国会審議にのぞもうとする政府・自民党の姿勢に深く影響を与えている。

しかし、ATT、IBMをはじめとする米国の大企業および日本の大企業は、すでに法案の成立を予想して多面的な活動を開始しつつある。日本企業については、三菱、三井、住友、富士、第一勧銀、三和の各企業集団が、通信情報部門に重点をしばって、集団としての結果をはかっていることが重視されるが、詳細は、他の機会にゆずりたい。

このような状況のもとで、国民のための電気通信事業をめざすには、次の諸点が必要不可欠である。

第一は、電電公社の経営の民主化である。前述のような大企業本位・大企業優先の現状を改革することこそ、問題の真の解決策であり、いわゆる「民営化」にたいする批判も、この立場にもとづいてすすめられるのである。

第二は、国民にたいする通信サービスの向上である。料金体系の是正、福祉電話の拡充、宅内度数計の設置およびプライバシー侵害の防止、コンピュータ犯罪の防止その他、国民生活の擁護と向上に直結した諸内容が含まれる。

第三は、電電公社で働く労働者の、賃金・労働条件の改善である。スト権問題も、「民営化」によって実現をめざすのは筋ちがいである。

第四は、公社にふさわしい国民参加の経営を実現することである。

第五は、通信主権をまもり、電気通信の軍事利用を阻止し、平和の維持と、電気通信および情報における新国際秩序を実現することである。今回の法案は、右の五点のすべてに逆行する点に、根本的な問題点をもつのである。